

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 奈良市福祉事務所長

審査請求人が平成25年1月17日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成24年11月16日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分のうち、解約引金の収入認定について、一部を取り消す。

理 由

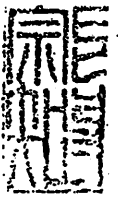
第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、平成24年11月16日付けで奈良市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った法に基づく保護変更決定処分について、その取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求は、処分庁が、請求人が受領した前住居の解約返戻金について収入認定したことについて、当該解約返戻金の元となる敷金については、知人から借入により賄ったものであり、既に知人に返還していることから収入認定することは不服であるとして、審査を求めているものである。



第2 当庁の認定事実

- 1 請求人は、平成20年12月24日から生活保護を受給していること。
- 2 処分庁は、平成24年9月13日に請求人の転居を確認し、前住居の解約返戻金の精算書を提出するように指導したこと。
- 3 処分庁は、平成24年11月5日に請求人が平成24年10月1日に請求人の前住居の定期建物賃貸借契約終了に伴う解約返戻金 [REDACTED] 円を家主から返戻を受けた書類を受け付けたこと。
- 4 処分庁は、平成24年11月16日に請求人に対して、平成24年12月1日付けで解約返戻金 [REDACTED] 円を収入認定する保護変更通知書を発出したこと。
- 5 請求人は、前住居の敷金の内 [REDACTED] 円については、知人から借り入れたものであり、解約返戻金 [REDACTED] 円を平成24年10月1日に返金を受けたが、平成24年10月2日に知人に返済した旨主張していること。

第3 判 断

- 1 借家に係る敷金の解約返戻金については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知、以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-エ-(イ)に規定されている「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」に該当するものであり、収入認定すべき収入である。
- 2 次官通知第8-3-(3)に収入として認定しないものの項目が記載されているが、過去の債務に対する弁済金について控除できるとされた項目は見当たらない。
- 3 次に請求人は、前住居の敷金の返戻金 [REDACTED] 円については、前住居に入居する際の敷金のために知人から借入した金銭であり、その債務返済に充てたものであることから、収入から控除すべきであると主張し、さらに請求人は、知人への弁済金が生活保護手帳別冊問答集2012版（以下「問答集」という。）問第8-95の答にある「保護の実施機関の事前の承認を受けなかったことについてはやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付金が現にその者の自立助長に役立っていると認められるものについては、控除の途が開かれている。」という記載に該当する旨主張している。
- 4 貸付金からの償還の際に控除できる項目については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省発社第246号厚生省社会局長通知、以下「局長通知」という。）第8-4-(3)から(6)に貸付金からの償還

について、その貸付金によって得られた収入から控除できる項目について記載されている。また、問答集問第8-95の答については、局長通知第8-4-(3)-イに規定されており、「貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむをえない事情があり、かつ、当該貸付金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても同様とする。」とされている。

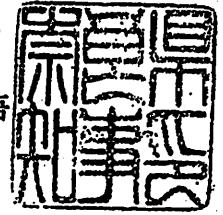
- 5 本件についてみると、知人への借入金の返済が、自立助長に役立っているかどうかについては、既に退去した住居の敷金のために借り入れた金銭の返済であり、これについては、問答集問8-95の答において、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することとなるからである。」と記載されている。
- 6 このことから、請求人の敷金返戻金収入からの過去の知人への借入金の返済は、自立助長につながるとは言いがたい。
- 7 よって、処分庁が請求人が受領した前住居の敷金の返戻金から知人への返済金の控除を認めずに収入認定したことは妥当である。
- 8 ただし、収入額の認定については、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)に、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と規定されている。
- 9 借家の解約返戻金については、上記8の規定に該当するものであり、8,000円の控除が規定されているにもかかわらず、控除することなく行った本件処分は瑕疵があると認められる。

第4 結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年3月7日

審査庁 奈良県知事 荒井正吾



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求を提起することができなくなります。）

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）